

公益認定等に関する標準処理期間について

平成30年1月
京 都 府

1. 標準処理期間

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第4条の認定における行政手続法（平成5年法律第88号）第6条に規定する通常要すべき標準的な期間は、4箇月とする。
- (2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第11条の認定及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第125条の認可における行政手続法（平成5年法律第88号）第6条に規定する通常要すべき標準的な期間は、3箇月とする。

2. 標準処理期間の起算日

標準処理期間の起算日は、申請書が提出された日の翌日とする。